

企業形態別比較一覧表

	株式会社	有限会社	閉鎖性株式会社	支店	駐在事務所	有限組合
仕組み/資本金						
組み合わせ	株主は自然人及び/または外国法人(会社)でよい	株主は自然人及び/または外国法人(会社)でよい	株主は自然人及び/または外国法人(会社)でよい	本社は外国法人であることが必要	本社は外国法人であることが必要	最低限は1名無限責任を負う組合員及び1名有限責任を負う組合員が必要。組合員は法人でよい
最低資本金(海外から資本金全額を台湾に送金することが必要)	制限はないが、設立費用の支払いに十分な金額であること	制限はないが、設立費用の支払いに十分な金額であること	制限はないが、設立費用の支払いに十分な金額であること	制限はないが、設立費用の支払いに十分な金額であること	N/A	制限はないが、設立費用の支払いに十分な金額であること
駐在員を1名採用する場合(労働許可が必要)の最低資本金(海外から資本金全額を台湾に送金することが必要)	NT\$5,000,000	NT\$5,000,000	NT\$5,000,000	NT\$5,000,000	N/A	NT\$5,000,000
最低限の株主/共有者数	法人1社・自然人の場合は2名	法人1社・自然人の場合は1名	法人1社・自然人の場合は2名 但し、50人を超過することができない	本社所有	本社所有	組合員2名
主要人員の最低数	取締役1名 (個人事業主ではない場合、 最低限は取締役1名および監査役1名が必要)	取締役1名(最大3名)	取締役1名 (個人事業主ではない場合、 最低限は取締役1名および監査役1名が必要)	台湾における支店長1名および法定代理人1名 (同一人物でも可、国籍や居住者の制限なし)	法定代理人1名 国籍や居住者の制限なし	組合員の中から1名を代表として 選任
責任範囲	出資額を限度とする	出資額を限度とする	出資額を限度とする	本社が全責任を負う	N/A	有限責任組合員は出資額のみ責任を負う
議決権	会社定款によって異なるが、一般には1単元株に対し1つの議決権がある	会社定款によって異なるが、一般には1単元株に対し1つの議決権がある	会社定款によって異なるが、一般には1単元株に対し1つの議決権がある	N/A	N/A	一般的には一人に対し1つの議決権があるが、有限組合の資本拠出の割合によって異なる
株券	あり(不発行も可) 株主が支払った対価によって発行される	N/A	あり(不発行も可) 株主が支払った対価によって発行される	N/A	N/A	N/A
適任性 / 制限						
営業活動	可	可	可	可	不可	可
輸出入	可	可	可	可	不可	可
他社への出資	可	可	可	不可	不可	可
銀行口座の開設	可	可	可	可	可(ただし、口座扱いは制限がある)	可
公債の発行	あり(不発行も可)	不可	クラウドファンディング可	不可	不可	不可
形態の変更	閉鎖性株式会社へ変更可	株式会社へ変更可	株式会社へ変更可	N/A	N/A	N/A
報告要件						
会社担当者及び主要株主情報の提出	あり	あり	あり	N/A	N/A	N/A
法定監査の要件	資本金がNT\$30,000,000を超えること、 または年間営業収入NT\$1億以上 または従業員数100名以上	資本金がNT\$30,000,000を超えること、 または年間営業収入NT\$1億以上 または従業員数100名以上	資本金がNT\$30,000,000を超えること、 または年間営業収入NT\$1億以上 または従業員数100名以上	資本金がNT\$30,000,000を超えること、 または年間営業収入NT\$1億以上 または従業員数100名以上	なし	資本金がNT\$30,000,000を超えること、 または年間営業収入NT\$1億以上 または従業員数100名以上
課税						
営業税(VAT)	5%	5%	5%	5%	N/A	5%
所得税率	20%	20%	20%	20%	N/A	個人所得税税率による(最大40%)
配当時の源泉徴収税率	21% 日台租税協定の適用要件に適合する場合、配当の支払いに対する源泉税については10%の上限税率が設定される。	21% 日台租税協定の適用要件に適合する場合、配当の支払いに対する源泉税については10%の上限税率が設定される。	21% 日台租税協定の適用要件に適合する場合、配当の支払いに対する源泉税については10%の上限税率が設定される。	なし 配当源泉徴収税を負担することなく、本社に利益を送金することができる	N/A	N/A
未配分利益税	5%	5%	5%	N/A	N/A	N/A
株譲渡税(キャピタルゲイン税)	なし 売り手は株式取引価格での証券取引税(0.3%)の対象	あり 株式譲渡益は所得税の対象	なし 売り手は株式取引価格での証券取引税(0.3%)の対象	N/A	N/A	N/A
譲渡制限	基本的に譲渡自由。ただし、譲渡制限の付与も可。	株主の承認が必要	定款に記載することによる	N/A	N/A	契約書に記載することによる
代替的最小課税制度(AMT)	あり AMTの詳細についてはGT資料を参照してください	あり AMTの詳細についてはGT資料を参照してください	あり AMTの詳細についてはGT資料を参照してください	N/A	N/A	N/A

	株式会社	有限会社	閉鎖性株式会社	支店	駐在事務所	有限組合
その他のコメント						
適用対象	日系企業の多くが適用している形態	主に中小企業もしくは個人の1人株主の場合	主に中小企業もしくは個人の1人株主の場合	固定的な事業を行う場合に適している形態	親会社に代わり台湾で促進および連絡窓口業務のみを行う場合に適している形態	主に非公開株を設立する場合
メリット	他社との合併や海外事業の再構築時に融通がきく	簡単に設立したい場合や、個人で100%出資する場合	持分売却により台湾事業から撤退できる	配当時に源泉徴収されない	付加価値税や法人税を申告する必要がない	確定した契約期間を設定し、期間終了次第撤退できる。
	株式売却時の課税が低い	持分売却により台湾事業から撤退できる		未処分利益課税がない		資金を何回に分けて出すことができる
	株式を売却することで台湾事業から撤退できる					現金以外の資産として比率的に運用ができる
						普通組合員では資産を問わないため、投資者は有限組合員として資金を提供することができる。
デメリット	配当時に源泉税が徴収される	配当時に源泉税が徴収される	配当時に源泉税が徴収される	撤退する際の手続きが煩雑	営業活動ができない	普通組合員は無限責任を負う
	未処分利益課税がある	未処分利益課税がある	未処分利益課税がある	事業戦略上の合併という選択肢はなくなる		個人所得税比率が高いため、良い選択ではないと想定される
	国税局で手続きする時に董事長本人が出向く必要がない	持分売却時には所得税が適用される				組合員は協定書によって活動しているため、トラブル解決は政府がほぼ介入しないこと
		国税局で手続きする時に董事長本人が出向く必要がある				税務損失は保留できないこと。台湾では税収入が会社のみでシェアできる。有限組合は会社として認められない
企業設立						
おおよそ必要とされる対応期間(お客様より必要書類を受領後)	約2か月	約2か月	約2か月	約2か月	2-4週間	約2-3か月
グラント・ソントンによるその他サービス						
オフィス住所のリース(登録目的のみ)	可	可	可	可	一時的にオフィスの住所をGT台湾で登録することができます ご要望に応じてレンタル料金案をご提供します	可
配帳、給与および現金支払サービス	要請に応じて別料金案をご提供します					
労働許可申請		要請に応じて別料金案をご提供いたします。			N/A	N/A
移転価格		お見積や更なる情報については、当社のJapan Deskにご連絡ください。			N/A	N/A